

堀木訴訟

【訴訟】1970年、視覚障がい者として障がい福祉年金を受給していた堀木フミ子氏が、障がい福祉年金と児童扶養手当の併給の禁止が第25条の生存権及び第14条の平等権保障に違反するとして訴えた事件。

【判決】原告は第一審で勝訴しましたが、第二審は敗訴。最高裁は1982年、これらの措置は立法府の裁量に委ねられ、併給禁止は違憲ではないとしました。第一審後の1973年に併給を認める法改正がなされましたが、最高裁判決後、法律はもとに戻されました。

*法改正により、2014年12月以降は、公的年金額が児童扶養手当額より低い場合は、差額分を受給できることになっています。

全逓東京中央郵便局事件

【訴訟】1958年春闘の際、東京中央郵便局で全逓信労働組合（全逓）の組合員が勤務時間内に職場を離脱して職場大会に参加したことが、郵便法第79条1項（郵便物不取扱罪）にあたるとして、組合役員がその教唆犯（犯行を促した）として起訴された事件。争点となったのは、郵政職員に適用される公共企業体等労働関係法第17条で禁止される争議行為を行った場合、労働組合法第1条2項（刑事免責規定）の適用

が否定され、郵便法の罰則適用を受けるか否かでした。

【判決】第一審は無罪、第二審は原判決を破棄差戻しました。被告が上告したのに対し、1966年、最高裁は、二審を破棄差戻しました。この判決は、公共企業体等労働関係法第17条を憲法違反とするものではありませんでしたが、労働基本権を尊重する姿勢を示しました。

東京都教組事件

【訴訟】1958年に、東京都教職員組合の委員が、東京都の公立小中学校教職員に対する勤務評定に反対し、有給休暇を取って校長の承認なしでストライキを行うため、集会へ参加するよう伝達するなどしたことが、地方公務員法の争議のあおり行為にあたるとして、7人が起訴された事件。争議行為を禁止し、あおり行為を処罰の対象としている地方公務員法が憲法に違反するかどうか争われました。

【判決】1969年、最高裁は、地方公務員法の禁止規定は文字通り解釈すれば違憲の疑いがあるが、労働基本権を尊重する憲法に適合するよう解釈すれば、刑事罰の対象となるのは、違法性の強いものに限られるとして、無罪としました。

全農林警職法事件

【訴訟】1958年に衆議院に提出された警察官職務執行法改正案に反対するための活動で、全農林労働組合が行った職場大会の指示と当日の行動が、国家公務員法の争議行為あおり禁止規定に違反するとして、組合役員が起訴されました。あおり禁止の規定が、憲法28条に違反するかが争点となりました。

【判決】1973年、最高裁は公共の福祉の立場から団体行動権の一律禁止は合憲としました。

全逓名古屋中央郵便局事件

【訴訟】全逓信労働組合の役員が、1958年の春闘に際し、名古屋中央郵便局集配課職員9名に対し、勤務時間内の職場大会への参加を呼びかけ、担当する郵便物の配達をさせなかったとして起訴されました。

【判決】最高裁は、1977年、刑罰による公務員の争議行動の一律禁止を合憲としました。